

西部小学校 P T A 第 4 回全体委員会

日時：令和 7 年 2 月 1 3 日（木） 1 2 : 1 0 ~

場所：西部小学校

1. 開会あいさつ 校長先生

2. 令和 6 年度 委員会活動報告及び活動を振り返って

- (1) 運営委員会
- (2) 広報・情報管理委員会
- (3) 活動支援委員会
- (4) 父親委員会
- (5) 学級・学年委員
- (6) 地域連携・地区委員会

3. 令和 6 年度 事業報告

4. P T A 会則・細則の改正について

5. 令和 7 年度 役員・委員選出について

- (1) 執行部（会長補佐・副会長）
- (2) 正副委員長
- (3) 監事
- (4) 父親委員
- (5) 地域連携・地区委員
- (6) 学級・学年委員（新学期 4 月選出）
- (7) 委員会委員（所属確認）

6. 報告事項

1 月 1 8 日（土）滑川市 PTA 連合会 情報交換会 懇親会 in 光彩

1 月 2 4 日（金）スキー教室説明会

1 月 3 1 日（金）スキー教室

7. 今後のスケジュール

- ・ 2 月 2 7 日（火）教育振興会役員会
- ・ 2 月 2 7 日（火）滑川市 PTA 連合会 第 5 回会長会
- ・ 3 月 日（ ）第 1 回（新旧）役員会
新旧役員初顔合わせ 担当委員会、総会他分担決め
- ・ 3 月 1 2 日（水）卒業祝い品授与式
- ・ 3 月 1 8 日（火）卒業式

8. その他

令和 7 年度 総会資料原稿の提出依頼について

令和 6 年度 各委員長 提出期日：4 月 4 日（金）[第 2 回役員会]

令和 7 年度 各委員長 提出期日：4 月 4 日（金）[第 2 回役員会]

9. 閉会あいさつ PTA 会長

西部小学校PTA会則

第1条 【名称及び事務局】

本会は、西部小学校PTAと称し、事務局を西部小学校に置く。

第2条 【目 的】

本会は、家庭・学校・地域社会が緊密に協力して、心身ともに健全で力強い児童の育成を目的とする。

第3条 【事 業】

本会は、この目的達成のために次の事業を行う。

1. 学校及び各種機関と連携協力して児童の健全育成を図る。
2. 会員の教養向上を図る。
3. 学校の教育諸条件の整備と充実を図る。
4. その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

第4条 【会 員】

本会の会員は、次の人たちで構成する。

1. 西部小学校に在籍する児童の保護者。
2. 西部小学校に勤務する教職員。
3. その他、本会の目的に賛同する者。

第5条 【役 員】

本会は、次の役員を置く。

- | | | | | | |
|-------------------|------------------|------------|-------|-------------|-------|
| ・会 長 | : 1名 | ・会長補佐 | : 1名 | ・顧 問 | : 1名 |
| ・副会長 | : 若干名 | ・正副委員長 | : 若干名 | | |
| ・監 事 | : 若干名 | ・書 記 | : 若干名 | ・会 計 | : 若干名 |
| ・ 正副総代 | : 若干名 | ・市PTA連合会会長 | : 1名 | (幹事校の年度に限る) | |

第6条 【役員の選出】

本会の役員の選出は、次のとおりとする。

1. 会長及び監事は、全体委員会において選出し、総会で承認を受ける。
2. 会長補佐及び顧問は、会長に委嘱する。
3. 副会長及び各正副委員長の選出は、会長に委嘱する。
4. 書記及び会計の選出は、会長に委嘱する。

~~5. 総代の選出は、会長に委嘱する。~~

~~6. 5.~~ 市PTA連合会会長は、選出委員会において選出し、全体委員会で承認を受ける。

第7条 【役員の任務】

本会役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会務を統理する。
2. 会長補佐、副会長、顧問は会長を補佐し、会長に事故ある時は会務を代行する。
3. 各正副委員長及び~~正副総代は、~~会務副会長は、各委員会の業務を分担し本会の運営にあたる。
4. 監事は、本会の会計および会務の執行状況を監査し、総会において結果を報告する。
5. 書記は、本会の庶務を処理する。
6. 会計は、本会の会計事務を処理する。

7. 市PTA連合会会長は、市PTA連合会に関する会務を統理する。

第8条 【役員の任期】

本会の役員の任期は、原則として2ヵ年とし、再選を妨げない。

但し、役員構成の変更等、特殊な事情がある場合は会長承認のもと1年とすることができる。

会長、会長補佐、顧問の任期は1年とする。

市PTA連合会会長としての役員任期は、1年とする。

第9条 【委 員】

1. 地域連携・地区委員及び父親委員は、各地区に選出・任期を委嘱する。

2. 学級学年委員は、各学級の保護者の互選により選出する。

また、学級学年委員は、次年度各委員会に配属され、各委員会委員として活動する。

第10条 【会 議】

本会の会議は、次のとおりとする。

1. 総会は、毎年1回4月に定期総会を開く。

ただし、必要があるときは、臨時総会を開くことができる。

2. 各種会議は必要に応じて開催するものとし、会長または委員長及び~~総代副会長~~が召集する。

~~ただし、地域連携・地区委員会については、副会長が召集することができる。~~

3. 総会及び各会議は、出席者の半数以上の賛成によって議決される。

第11条 【会 費】

本会の会費は、総会の決議により定められる。

ただし、会則第4条第1項第3号の規定による会員の会費は、会長に委嘱する。

第12条 【経 費】

本会の経費は、会員会費・寄付金・その他の収入を以ってこれにあてる。

第13条 【会計年度】

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第14条 【会則の変更】

本会の会則の変更は、総会の決議による。

【付 則】

1. 本会は次の表簿を置く。

・会則 ・役員名簿 ・議事録 ・会計収支簿 ・その他

2. 本会の運営に関する細則は、全体会議において定める。

3. この会則は、昭和61年（1986年）4月20日より施行する。

4. 平成 元年4月16日 一部改正

平成10年4月19日 一部改正

平成15年4月26日 一部改正

平成18年4月16日 一部改正

平成19年4月15日 一部改正

平成21年4月19日 一部改正

平成23年4月17日 一部改正

平成25年4月21日 一部改正

令和	4年4月23日	一部改正
令和	6年4月20日	一部改正
令和	7年4月●●日	一部改正

－PTA6－

西部小学校PTA細則

第1条 【位置づけ】

本細則は、PTA会則【付 則】第2項に基づき、全体委員会に於いて決議されたものを採択する。

第2条 【有効期間】

本細則の有効期間は1年度とし、特に問題が無ければ自動継続する。

第3条 【役 員（会則第5条）】

会長：1名 会長補佐：1名 顧問：1名 副会長：~~6~~7名 正副委員長：~~8~~4名

監事：2名 ~~正副総代：2名~~

計~~2+1~~6名 (市PTA連合会長の年度のみ 計~~2+2~~17名)

以上を役員とする。

~~尚、各委員長の判断（合理的な委員会運営をする為）により、委員会委員の中から副委員長を選出しても良い。（執行部へ上程され、会長の受理を得る。）~~

~~但し、その役職は各委員会運営上の職務であり、地区選出役員同等の権利を有するものではない。~~

各副会長は、各委員会の業務を統括するものとし、各副会長が担当する委員会は会長に委嘱するものとする。父親委員会については会長補佐が統括するものとする。

尚、令和7年度は役員構成の移行期間とし、令和7年度に各委員会委員長となる者は計西通り委員長となる。

第4条 【役員の選出（会則第6条）】

会長補佐経験者を会長として選出する。

副会長・会長補佐及び正副委員長は、13地区を3ブロックに分けた別表1「ブロック選出役員計画表」に基づき、各ブロックにて選出し、会長が承認する。

なお、会長補佐、副会長及び正副委員長の人事は、全体委員会への報告事項とする。

~~正副総代は、5学年の正学級学年委員の中より選出し、会長が承認する。~~

役員に事故ある時は、執行部及び地域連携・地区委員へ速やかに報告する。

会長に事故ある時は、その対応方法について執行部に委嘱する。

副会長、会長補佐または正副委員長に事故ある時は、原則として自ブロックより補充選出し、会長の承認を得る。

~~正副総代に事故ある時は、原則として正学級学年委員の中より補充選出し、会長の承認を得る。~~

ただし、事業遂行に影響を及ぼすと判断される場合の人事代行等は、執行部へ委嘱する。

市PTA連合会会長は（幹事校にある年度のみ）、~~執行部役員~~、正副委員長にて市PTA連合会会長選出委員会を開き選出し、全体委員会にて承認を得る。

第5条 【委員会の任務分担】

各委員会の主な任務を別表2「各委員会の任務」に定める。

第6条 【委員の選出（会則第9条）】

〔副会長・会長補佐〕

- ・副会長・会長補佐は、次年度役員選出にあたり、自ブロックの各地区代表委員との調整を行うのとし、必要に応じて地区代表委員会を開催する。

〔地域連携・地区委員〕

- ・地域連携・地区委員は、各地区のスムーズなPTA活動運営を図る。
また、次年度のプロック選出役員、地域連携・地区委員及び父親委員を選出し、執行部が定める期日までに報告する。

〔父親委員〕

- ・父親委員は、父親委員会に属し、会務を分担する。
次年度父親委員の人数は、各地区の世帯数に基づき執行部が定めるものとし、全体委員会への報告事項とする。（報告事項「父親委員の人数について」）
なお、父親委員の人数は正副委員長を含まないものとする。
- ・父親委員会に賛同するものは、割当てられた選出数に関係なく、父親委員長の承認により参加することができるものとする。
~~※父親委員の選出人数には、父親委員会委員長および副委員長は含まないものとする。~~

〔学級学年委員〕

- ・各学級の前学級委員又は担任は、正副学級学年委員を選出し、執行部が定めた期日までに報告する。
なお、合理的に会務を遂行するため補助委員（2名程度）を選出してもよいものとするが、補助委員は会則等における学級委員と同等の効力を有するものではない。

~~〔学年代表〕~~

- ~~・5学年を除く各学年は、正学級学年委員の中から、学年代表および副学年代表を選出する。~~

〔各委員会委員〕

- ・5学級学年委員の次年度委員会の配属に関しては、執行部に委嘱する。

第7条 【会 議（会則第10条）】

- 第1項：定期総会は、全会員の出席及び採決により進行されるべきものであるが、やむをえず欠席する場合は、議決権を議長に委任したものとみなす。
尚、前年度および今年度の全体委員会に属する会員は、義務出席とする。
（但し、在校生がいない非会員はその限りではない。）

第2項：各種会議の種類および出席者は次のとおりとする。

- ・全体委員会：会長、会長補佐、副会長、顧問、正副委員長、委員会委員、学級学年委員、地域連携・地区委員
- ・役員会：会長、会長補佐、副会長、顧問、正副委員長、~~正副学級学年委員総代~~
- ・~~執行部会~~：~~会長、会長補佐、副会長、顧問~~

各種会議については、~~執行部役員~~、正副委員長は、最低でも義務付けられている人数の過半数の出席を有すること。

また、代理人を立てる場合は、各会議で採択されたことを忠実且つ確実に伝えられる方を人選すること。

第8条 【組 織】

西部小学校PTAの組織および各種会議の出席者については、別表3「西部小学校PTA組織図」を基本とする。

第9条 【経 費（会則第12条） その他注意事項】

収入金は、公共性を持つものであり、経費の支出にあたっては指定の書面に理由と金額を記入して各委員長から委員会担当副会長に提出し、~~執行部役員会~~の承認を得ること。

その1 特別会計の支出にあたっては、その公平性・透明性を確保するため、その手続きを次のとおりとする。

（1） 決裁権限

決裁権限	金額の上限	
	単 価	1回当りの総額
会長	5万円	10万円
執行部	20万円	50万円
役員会	30万円	80万円
全体委員会	50万円	100万円
総会	上記以上の金額または残金30万円以下となる場合	

（2） 支出手続き

決裁権限に基づく各種会議において、出席者の過半数の賛成を以って決裁とする。決裁権限に基づき購入手続きを実施した後に、購入実績金額が決裁権限を超過した場合は、決裁権限に基づき事後承認手続きを実施する。

ただし、会長が緊急を要すると判断した場合、上記に限らず事後承認により支出することができるものとする。

また、運営委員会における環境改善活動により改善が必要と判断された場合、運営委員長の判断により1回当たり3万円を上限に支出することができるものとし、この場合、速やかに会長へ事後報告する。

（3） 報告

特別会計の支出については、細則第7条第1項および第2項で定める各種会議開催の都度報告する。

（4） 管理

特別会計での購入品については、事務局にて台帳管理し、廃棄等については執行部

会への報告事項とする。

その2 会員への連絡及び告知事項・募集要項・アンケート等に関しては、担当副会長に提出し、執行部の承認を得ること。（委員会・地区内の会員間の連絡は除く。）

その3 本会の運営及び記念事業等への使用を主な目的として資金準備のため特別積立会計を置き、支出に当たっては、その公平性・透明性を確保するため、その手続きを次のとおりとする。

(1) 決裁権限

<記念事業等の場合>

決裁権限	金額の上限（1事業当りの総額）
会長	10万円
執行部	50万円
役員会	80万円
全体委員会	100万円
総会	上記以上の金額

<運営費等の場合>

・一般会計及び特別会計での本会運営が困難であると執行部が判断した場合、本積立金を充当するものとする。

決裁権限	金額の上限
役員会	30万円
全体委員会	60万円
総会	上記以上の金額

(2) 支出手続き

決裁権限に基づく各種会議において、出席者の過半数の賛成を以って決裁とする。

決裁権限に基づき使用手続きを実施した後に、使用実績金額が決裁権限を超過した場合は、決裁権限に基づき事後承認手続きを実施する。

ただし、会長が緊急を要すると判断した場合、上記に限らず事後承認により支出することができるものとする。

(3) 報告

特別積立会計の支出については、細則第7条第1項および第2項で定める各種会議開催の都度報告する。

(4) 管理

特別積立会計は、事務局にて会計管理を行う。

第10条 【慶 弔】

基本的には、会員を主とする。

なお、諸団体相互の関係維持にあたり、特別な場合は会長に委ねる。

ブロック選出役員計画表

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
A 上小泉 (上小泉団地含む) 宮窪台	会長 副会長(女性) 副会長(男性) 運営副委員長 活動支援副委員長 委員長 委員長	副会長(男性) 副会長(男性) 運営副委員長 委員長 父親副委員長 広報・情報管理副委員長	会長補佐*1 副会長 副会長	会長 副会長 副会長	会長 副会長 副会長	顧問 副会長 副会長
B 沖田新・下島 上島 上梅沢 デイズ/上梅沢	副会長 副会長 副会長 委員長 父親副委員長	副会長(男性) 副会長(女性) 活動支援副委員長 委員長 父親副委員長 広報・情報管理副委員長	会長補佐*1 副会長 副会長 副会長 委員長 委員長	会長 副会長 副会長 副会長	顧問 副会長 副会長	会長補佐*1 副会長 副会長
C 有金東台 有金新町 有金 下梅沢元気分 下梅沢元気分 江尻 田中新町	会長補佐*1 副会長(女性) 副会長 運営副委員長 委員長 父親副委員長 広報・情報管理副委員長	会長 副会長(女性) 副会長 運営副委員長 委員長 父親副委員長 委員長	会長補佐*1 副会長 副会長 活動支援副委員長 委員長	会長補佐*1 副会長 副会長 副会長	会長補佐*1 副会長 副会長	会長 副会長 副会長

<補定事項> *1 会長補佐の任期を1年とし、次年度以降、会長、顧問に就任する。
令和7年度より父親委員は会長補佐が担当し委員長・副委員長は設置しない。
副会長も3名とする。

令和7年度西部小学校PTA組織図(案)

学校長	椎名 千里	会長	中川 猛	県PTAへ出向	青山 幸生
事務局	教頭 中島 統	会長補佐	松尾 政治	監 事	住吉 千沙都

(地域連絡地区委員会アドバイザー)

副会長	森 光司 吉野 清栄 松谷 久志 畠名 潤哉 佐藤 理恵 佐藤 廣寛 吉島 諒	運営委員会 広報・情報管理委員会 運動委員会 運動委員会 運動委員会 広報・情報管理委員会 活動支援委員会 父教委員会
-----	---	--

学年	1組	2組	3組	1組	2組	3組	1組	2組	3組	1組	2組	3組
1年												
2年												
3年												
4年												
5年												
6年												

学年	1組	2組	3組	1組	2組	3組	1組	2組	3組	1組	2組	3組
1年												
2年												
3年												
4年												
5年												
6年												

学年	1組	2組	3組	1組	2組	3組	1組	2組	3組	1組	2組	3組
1年												
2年												
3年												
4年												
5年												
6年												

学年	1組	2組	3組	1組	2組	3組	1組	2組	3組	1組	2組	3組
1年												
2年												
3年												
4年												
5年												
6年												

学年	1組	2組	3組	1組	2組	3組	1組	2組	3組	1組	2組	3組
1年												
2年												
3年												
4年												
5年												
6年												